

混ぜればごみ 分ければ資源 ごみの分別・収集にご協力ください。

- 可燃ごみ・埋立ごみは「**新見市指定袋（赤文字）**」に入れて**名前**を書いて出してください。
- 資源物は「**透明な袋**」（目安 大きさ：45L以下、重さ：片手で持ち上げられる程度、半透明な袋は不可（レジ袋は使用出来ません。))に入れて、**名前**を書いて出してください。
- 収集日の**朝8時まで**に決められた集積場所に出してください。

買い物には
マイバッグ持参で！



岡山県「ももっち・うらっち」

可燃ごみ

埋立ごみ

新見市指定袋(赤文字)

●**台所ごみ**
十分に水切りをする。

●**プラスチック類**

●**天ぷら油**
紙・布等にしみこませ袋に入れる。

●**紙おむつ**
汚物は取り除く。

●**木くず**
長さ50cm以下
太さ5cm以下が目安

●**カーテン**

●**革製カバン**
●**使いすてカイロ**
●**使いすてライター**
●**CD、カセットテープ**
●**発泡スチロール**
●**アルミ箱**
●**ヘルメット**

※生ごみ処理機の購入補助制度があります。

可燃ごみ

埋立ごみ

新見市指定袋(赤文字)

●**ガラス類**
ガラスコップ

●**陶磁器類**

●**金属製キャップ**

●**油のびん**
化粧品のびん

●**薬品のびん**
飲用でないもの

●**乾電池・蛍光灯・電球**

●**小型電気製品**

※割れたものは、新聞紙等に包んで、袋に入れる。

※できるだけ、家電販売店の自主回収を利用ください。

チャッカマン、電気毛布
魔法びん

資源

空き缶

透明な袋(レジ袋は使用できません)

●**飲料用・食料用・食用油の缶**

例 ジュース・アルコールの缶
缶詰の缶
海苔などの缶
菓子の缶

①中をきれいに洗ってください。

●**アルミ缶**

②スチール缶とアルミ缶に分け、袋に入れて出してください。

← **分ける** →

※アルミ缶とスチール缶の見分け方
①缶に印刷されたマークで確認
②磁石が付けば、スチール缶

●**スチール缶**

資源

空きびん

透明な袋(レジ袋は使用できません)

●**飲料用・食料用の空きびん**

①中をきれいに洗ってください。
②「飲み口」の部分の色で、色分けし、袋に入れて出してください。

●**無色透明なびん**

●**茶色のびん**

●**その他の色のびん**

○ビールびん、一升びんは、できるだけ、購入店に引き取ってもらいましょう。

○割れたびん、食用油びんは埋立ごみです。

資源

金属類

透明な袋(レジ袋は使用できません)

●**飲料用・食料用の空き缶以外の金属類**
なべ・やかん・フライパン 包丁 ハンガー

●**燃料オイル・ペンキの缶**

●**傘(骨組のみ)**

●**スプレー缶**

●**ペットボトル** (飲料用・酒・しょうゆ用のみ)

①中をきれいに洗い、よく乾かしてください。
②キャップを取り除いてください。
③ラベルやシールを取り除いてください。
④つぶしても構いません。

このマークが目印

○汚れの取れないものは、可燃ごみに出してください。

●**白色トレイ**

きれいに洗い、よく乾かしてください。

○納豆・シメジ・即席めんの容器や、汚れの取れないものは、可燃ごみに出してください。
○白色のもののみで、つまようじで簡単に穴が開くもの。
○ペットボトルの日にしてください。

※中身は使い切ってください。

資源

古紙・古布

透明な袋(レジ袋は使用できません)

●**新聞** ※ひもで縛って出してください。

●**雑誌・雑紙**

●**ダンボール**

●**紙パック**

●**布類** ※ひもで縛るか、透明な袋に入れて出してください。

○綿の入っているものや布団綿、毛布は、可燃ごみです。
○じゅうたん、カーペットは粗大ごみです。

※雨の日は、透明な袋に入れて出してください。

粗大ごみ

●**家具類・家庭用電気器具類などの大型ごみ**

【収集の流れ】
①申込む(電話・窓口) → ②処理センターから収集指定日を決める電話が来る。 → ③収集指定日に、粗大ごみを指定された場所に出す。

【収集手数料の支払い方法】(次のどちらかの方法でお支払いください。)

○処理券を市役所・支局・市民センター・郵便局(一部を除く。)で購入して、粗大ごみに貼る。

○収集指定日に現金で支払う。

●**ふとん**
(袋に入らないもの)

●**扇風機**

●**掃除機**

●**ストーブ**
(油をぬいてください。)

●**自転車**

●**ガステーブル**

●**座いす**

●**パソコン**

各戸に収集に向う「戸別収集」を実施しております。
《申込み・料金のお問い合わせ先》 処理センター TEL 96-3788

平成29年度から、収集、処理ができるようになりました。

できないもの

次のものは収集や処理ができません。それぞれの販売店や一般廃棄物処理業者にご相談ください。

●**家電リサイクル法の対象となっているもの**

●**エアコン**

●**テレビ**

●**冷蔵庫・冷凍庫**

●**洗濯機**

●**衣類乾燥機**

●**取り扱いできないごみ**

- ①火薬類、ガスボンベなど、爆発の危険があるもの
- ②毒物、農薬、劇薬などの薬品類とその容器
- ③タイヤ、消火器、バッテリー、太陽熱温水器、ボイラー
- ④ブロック、レンガ、コンクリートガラ、瓦、大型廃木材
- ⑤農機具、農業用資材(マルチ・あぜなみ・ハウス用ビニールなど)
- ⑥多量のペンキ、絵の具
- ⑦自動車用オイル、灯油などの廃油
- ⑧適正処理が困難なもの
- ⑨産業廃棄物(建築廃材・輸送用パレットなど)

お問い合わせ先：生活環境課 TEL 72-6124



古紙パルプ配合率70%の再生紙を使用しています。



この印刷物は、水質保全に有効な水なし印刷方式を採用しています。